

災害時における被害状況調査等の応援協力に関する協定



平成16年12月24日



仙 台 市

社団法人 宮城県測量設計業協会
仙 台 支 部

災害時における被害状況調査等の応援協力に関する協定

仙台市（以下「甲」という。）と社団法人宮城県測量設計業協会仙台支部（以下「乙」という。）とは、災害時における道路施設、河川管理施設及び農林施設の被害状況調査等の応援協力に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が管理する道路施設、河川管理施設及び農林施設（以下これらを「所管施設」という。）について甲が被害状況に関する調査等（以下「被害状況調査等」という。）を実施するにあたり、甲及び乙が協力し、もって、被害の拡大の防止と被害所管施設の早期復旧に資することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、甲単独では十分に緊急的な被害状況調査等を実施することができない場合は、乙に対し被害状況等調査応援協力要請書（別紙様式）により協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等により要請できるものとする。

2 前項ただし書きの場合においては、甲は、事後において速やかに被害状況調査等応援協力要請書を乙に対し提出するものとする。

(協力要請の主体)

第3条 前条第1項に規定する協力要請は、市長が行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、所管施設を所管する局又は区の長が要請できるものとする。

(業務の内容)

第4条 甲が乙に対し協力を要請できる被害状況調査等の業務は、次のとおりとする。

- 一 所管施設に係る被害箇所の現況調査（写真等）
- 二 所管施設に係る被害箇所の危険度確認（概略）
- 三 所管施設に係る被害箇所の概算数量把握
- 四 応急対策の必要性に係る意見及び報告
- 五 その他甲が必要と認める業務

(技術者等の確保)

第5条 乙は、被害状況調査等を早急に実施できるよう、あらかじめ必要な技術者等を確保し、その実施体制を定めるものとする。

(業務の実施体制)

第6条 前条の実施体制は、乙の会員による被害状況調査等を行う組織及び連絡系統とする。

2 乙は、第2条第1項に規定する協力要請があった場合、前項の組織により速やかに調査隊を編成し、出動させるものとする。

3 乙は、第一項の組織及び連絡系統について速やかに甲に報告するものとする。変更があったときも同様とする。

(経費の負担)

第7条 第2条第1項の規定による甲の協力要請に基づく乙の応援協力に要した経費は、原則として乙の負担とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成16年 **12月24日**

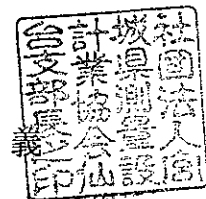
甲 仙 台 市

代表者 市 長 藤 井



乙 社団法人 宮城県測量設計業協会仙台支部

代表者 支部長 佐 野 伸



(別紙様式)

第 号
平成 年 月 日

社団法人 宮城県測量設計業協会

仙台支部長 ○○ ○○ 様

仙台市長名

被害状況調査等応援協力要請書

「災害時における被害状況調査等の応援協力に関する協定」第2条第1項に基づき、
下記のとおり、被害状況調査等応援協力を要請します。

記

1. 要請日：平成 年 月 日

2. 調査箇所： 管内・ 番 号・ 地先

3. 調査内容：被害状況調査等